

令和3年12月21日

◎下村委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎下村委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付しておりますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第7号議案、第8号議案、第13号議案、第14号議案、第18号議案、第20号議案、報第1号議案、以上9件については、全会一致をもって、また、第12号議案については、賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

なお、第12号議案に対し、委員から附帯決議案が提出され、採決の結果、賛成少数をもって、否決されました。

次に、請願について申し上げます。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」について、執行部から、新型コロナウイルス感染症対策における臨時給付金に要する経費について、急施を要したため11月26日付で専決処分を行ったものであるとの説明がありました。

委員から、コロナ対応に係る専決処分報告については、これまでも数回ある中で、地方自治法第180条の規定により知事の権限により専決処分を行った上で議会に報告をすることで対応可能な事例についても、同法第179条の規定により議会に報告の上で承認を求めているが、その意図はどういったものかとの質疑がありました。

執行部からは、財源を全額国庫支出金とする歳入歳出予算の追加又は更正については、同法第180条の規定により知事が専決処分できる事項とされているが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、自治体によって比較的柔軟に活用できるこ

とから、より丁寧な対応が必要であると判断し、同法第179条を適用した手続を行っているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第12号「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、国においていわゆる給特法の一部が改正され、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制の適用が示され、各地方公共団体の判断により選択的な導入及び活用が可能となったことから、制度活用のため条例改正するものであるとの説明がありました。

委員から、教員の多忙化の中でこの制度を取り入れることは、長時間労働の抜本的改善につながるものでなく、教育現場の実態に沿っていないとの声も聞かれているがどのように考えているかとの質疑がありました。

執行部からは、教員の働き方改革については、県としても全力で取り組んでいるところである。本制度については、県立学校の教育職員への意向調査において35.8%の方が活用を希望されており、また市町村立学校の教育職員が活用するためには県の条例改正が必要であることから、選択的な活用を可能とするための条件を整備することが県としての役割だと考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、意向調査は教育職員が内容を熟慮できる状態で行った上で、結果についても判断すべきであるが、制度について十分に説明を行い周知がなされているのかとの質疑がありました。

執行部からは、県立学校や市町村には文部科学省からの通知やパンフレットを送付し、機会を捉えて制度の内容等について説明を行い、教育職員への周知についてもお願いしてきており、意向調査実施の際には制度の概要などその時点での情報を提示した上で回答いただいている。制度導入に当たっては、活用は選択制であることから、きちんと制度を理解されるよう、今後さらに情報提供を行うとともに、説明をしていきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、学校全体で教育に取り組んでいる中で、個人の判断で働き方を変えていく状況をつくることは難しいのではないか。全国でも導入は少なく活用例も少ないがどのように考えているかとの質疑がありました。

執行部からは、現在、全国では9道県が条例制定しており、四国内の他3県も制定済みである。実際に活用されている例もあり、教育職員の希望によって取得できるものであることから、希望者が活用できるよう、県として環境整備をしていくものであるとの答弁がありました。

別の委員から、制度の対象となるには前年度の時間外在校等時間が上限時間の範囲内であることとされるが、制度導入に関わらず、実効性のある働き方改革と長時間労働の縮減

は目指すべきことである。制度導入によってその成果はどのようにはかれるのかとの質疑がありました。

執行部からは、この制度の導入自体が勤務時間の縮減などにつながるものではないが、活用に向けては上限時間の範囲内に勤務時間を縮減していくことが必要である。働き方改革を進めていく中で、教員自身も働き方を見直す一つのきっかけとなるのではないかと考えている。また、教育職員の多様な働き方を促進し、教育職員の希望によって勤務時間を動かしやすくすることで負担の軽減につながり、ひいては教育職の魅力の向上につながるものであると考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、教育職員や学校に対して活用の強制や市町村への制度導入の強制はあってはならない。それぞれの選択によって活用されることが前提であるが、学校により本人の意思に反して活用を促すことになりはしないかと懸念するが、その点についてはどのように担保されるのかとの質疑がありました。

執行部からは、市町村や学校単位での活用に強制するものではなく、教育職員個人の単位でも希望により活用できる、休日取得制度の選択肢の一つとするものである。制度の活用に当たっては、教育委員会、校長及び希望する教育職員が共通認識を持つことが重要で、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることが活用の前提となっている。決して制度の活用に強要するものではないことを学校には説明をしている。また、市町村立学校については、本制度の導入自体が選択制であることから、各市町村教育委員会で学校の状況や教育職員の意向等を踏まえて検討していただくものであるとの答弁がありました。

別の委員から、これまで他県が取り組んでいる中での課題や今後の改善点について議論をして、制度を生かせるようにしていくべきだと思うがどう考えるかとの質疑がありました。

執行部からは、既に導入している他県の事例については今後とも情報を収集し、制度を有効に活用していけるよう検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、これまでも教員の負担軽減に向けて様々な取組を行ってきており、今回は新たな選択肢を増やすということである。活用に強制するものでなく、教育職員、学校、教育委員会が連携しながら計画的に実施するということを担保された上で、他県の例も参考にしながら、多くの方に活用いただける、また、現場の状況を改善するような運用となるよう、しっかりと取り組んでいただきたいとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ よろしいでしょうか。

◎ 特には。

◎**下村委員長** 正場に復します。

それでは、この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎**下村委員長** 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《出先機関等調査について》

◎**下村委員長** 次に、来年度の出先機関等の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査に当たり、本委員会において、民間施設等を含めた予定の調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明させます。

◎**書記** 出先機関等調査の調査先選定についてご説明いたします。

まず、総務委員会が所管する出先機関は、お配りしておりますA3の資料のとおりであります。この資料の上段には、平成28年度以降の調査実績の一覧表を、下段にはこれまでの調査実施対象の考え方(案)について記載しております。令和4年度の欄には、調査実施対象の考え方(案)に沿って出先機関等調査を行う場合の調査先を、仮で記載しております。資料の2枚目、3枚目には参考として、令和元年度と今年度の当初の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、出先機関等調査と併せて視察すべき民間施設等がありましたら1月20日までに事務局に御連絡ください。民間施設等に視察の受入れが可能か確認後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示ししたいと考えております。2月定例会で御協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、4月の新しい委員会で正式に決定する流れとなります。説明は以上です。

◎下村委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。御意見をどうぞ。
小休にいたします。

(小休)

◎ なし

◎下村委員長 正場に復します。

それでは、先ほどお配りしました資料を参考にいただき、調査すべき施設等、御意見がございましたら、1月20日までに事務局までお知らせください。その後、正副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案として協議をいただくことといたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(10時12分閉会)